視聴覚教材及びイベント用器材の貸出しについて

○ 貸出方法

１　受付及び申込み

・電話受付により貸出状況を確認の上、借用申込書を提出してください。
※電話受付は使用日３か月前の月の初日（土日祝日は翌平日）より開始します。
※借用申込書は別記様式を使用してください。（押印必須・ＦＡＸ不可）
※受付時に教材等の使用上の注意事項について説明させていただき、利用人数等を確認させていただく場合がございます。

２　貸出し

・輸送日を含む借用期間により本会から発送いたします。なお、貸出先保険者から直接送付される場合がございます。
・教材等到着後、輸送による破損がないか、正常に起動するか確認してください。（輸送中の損傷等への対応として、精密器材については運送保険を掛けております。）
・教材等の取扱説明書を一読し、使用上の注意事項を守って使用してください。
・教材等にトラブルが生じた場合や使用方法等ご不明な点がございましたら、下記先にお問い合わせください。
・貸出教材等を転貸することは厳禁とします。

３　返却

・貸出期間を遵守し、使用後は貸出時同様にケースに収納していただき、速やかにご返送願います。なお、やむを得ない理由により返却が遅れる場合はあらかじめご連絡ください。
・次の貸出先保険者への直接送付をお願いさせていただく場合がございます。

○ 留意事項等

１　貸出料金はかかりませんが、返送時における輸送料及び精密器材に係る運送保険料については借用保険者にご負担いただいております。
※教材等の輸送ケースの３辺合計の長さ・重量及び精密器材に係る運送保険料については、本会ホームページ内「被保険者教育用イベント用器材一覧」参照。

２　貸出期間は、実際に使用する日程に応じ、最長１４日間といたします（輸送日含む）。

３　貸出教材等を運用される際における賠償責任保険等につきましては、必要に応じ借用保険者において加入等の対応をお願いいたします。

４　貸出教材等に損傷等が生じた場合、速やかに本会へ連絡してください。
※借用保険者の過失により損傷等が生じた場合、実費弁償していただく場合がございますのでご了承願います。

＜電話受付・問合せ先＞　総務部　保健事業課　健康推進係
ＴＥＬ　０１１－２３１－５４４３（課直通）
平　日　８：４５～１７：１５